

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	公営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、公営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

平成27年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理に関する事務
②事務の概要	<p>・公営住宅法及び岩内町営住宅条例に基づき、公営住宅の管理、住宅使用料の賦課、徴収及び収納管理等の事務を行う。</p> <p>・公営住宅に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、公営住宅法、岩内町営住宅条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 収入申告の受理、審査、応答に関する事務2. 家賃・金銭・敷金・及び駐車場使用料の減免申請受理、審査、応答に関する事務3. 家賃・金銭・敷金及び駐車場使用料の徴収猶予の申請受理、審査、応答に関する事務4. 家賃・敷金・金銭及び駐車場使用料の徴収猶予の申請受理、審査、応答に関する事務5. 入居及び駐車場使用の申請受理、審査、応答に関する事務6. 同居・承継承認申請の受理、審査、応答に関する事務7. 高額所得者の明渡し請求に関する事務8. 高額所得者の家賃決定・金銭の徴収に関する事務9. 高額所得者の明渡し期限延長申出受理、審査、応答に関する事務10. 収入超過者等への他の住宅あっせんに関する事務11. 収入状況の報告の請求等に関する事務12. 条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一19項 平成26年内閣府・総務省省令第5号第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設水道部建設住宅課(公営住宅担当)
②所属長	建設水道部建設住宅課課長(公営住宅担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

